事務連絡

令和２年５月１８日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事　山　崎　篤　男

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

の変更を受けた所管事業者等に対する周知等について

　平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策についてはご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

５月１４日に開催された第34回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「基本的対処方針」が変更され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の８都道府県を除く、39県について、緊急事態宣言が解除されました。

しかしながら、これまで実施してきたテレワーク、時差出勤等には引き続き取り組む必要があり、また、基本的対処方針において「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図るとともに、都道府県をまたぐ不要不急の移動は感染拡大防止の観点から可能な限り控えるようされていることから、これらについて国土交通省から周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し、引き続き感染拡大防止に向けた取組みを推進して頂くよう周知方、よろしくお願いいたします。

以　上